

■第17回東京都震災復興検討会議議事録

平成26年11月17日（月）9：35～11：06

東京都庁第一本庁舎33階南側特別会議室S1

○小林情報統括担当課長 大変お待たせいたしました。これより第17回震災復興検討会議を開催いたします。私は、総合防災部情報統括担当課長の小林と申します。本日は、本年10月1日付で委嘱いたしました委員による初めての会議となりますので、座長選任までの間、私が司会進行をさせていただきます。

委員の定数は13人となっております。本日、出席の先生方は10人となっております。杉山委員、淵上委員、室崎委員からは、本日はご欠席との連絡をいただいております。

では、本日、ご出席の委員について、資料1の委員名簿によりご紹介いただきます。名簿に従い五十音順でご紹介いたします。着席のままで結構でございますので、アイウエオ順でご紹介させていただきますと、

公益財団法人市民防災研究所理事、池上三喜子委員。

千葉大学コミュニティ再生・ケアセンター特任准教授、石川永子委員。

首都大学東京都市環境科学研究所准教授、市古太郎委員。

日本大学理工学部土木工学科准教授、大沢昌玄委員。

首都大学東京大学院社会科学部教授、大杉覚委員。

独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員、小野晶子委員。

東京大学生産技術研究所准教授、加藤孝明委員。

埼玉大学経済学部教授、加藤秀雄委員。

東京大学大学院情報学環付属総合防災情報研究センター特任助教、定池祐季委員。

明治大学大学院政治経済学研究科危機管理研究センター特任教授、中林一樹委員。

本日は、都側のメンバーも幹事として同席させていただきます。幹事につきましては、資料2の名簿をご覧くださいと思います。

では、宮寄危機管理監から、皆様にご挨拶をさせていただきます。

○宮寄危機管理監 危機管理監、宮寄でございます。委員の皆様には、委員就任を快くお引き受けいただきまして、また本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、本当に感

謝申し上げます。

この震災復興検討会議は、副知事を委員長とする東京都震災復興検討委員会の検討事項に関してご意見をいただき、また発災時には震災復興計画についてご提言いただくために平成10年に設置されたものでございます。都が震災復興に関する検討を始めましたのは、阪神・淡路大震災以降ではありますが、まだ国も方針を入れてない中、検討会議のご助言をいただきながら取り組みを進めてまいりました。平成15年には、本日、ご検討いただきます震災復興マニュアルを策定いたしまして、平成19年までの間、さらに検討を重ね修正を行っております。その後、東日本大震災が発生をいたしまして、国による災害関係法の整備が進められたことなどから、震災復興マニュアルについても、改めて内容を見直し、新たな制度に対応する必要性が生じてまいりました。そこで、本日の震災復興検討会議を4年ぶりに立ち上げ、委員の皆様方のご助言をいただきながら修正作業を進めてまいることとなった次第でございます。

「復興施策編」については7年ぶりの、また「復興プロセス編」については平成15年の策定以降初めての修正となるために、委員の先生方のご助言を賜る場面も多々出てくるかと存じます。委員の皆様にはそれぞれのお立場からご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 小林情報統括担当課長 では次に、座長の選任をお願いいたします。資料3に震災復興検討会議設置要綱をお付けしてございますけれども、こちらの第5のところをご覧くださいますと、会議に座長を置くことと、座長は委員の互選により選任することが定められておりますので、よろしくをお願いいたします。

大杉委員、お願いいたします。

- 大杉委員 僭越ながら私から、中林先生を座長にぜひご推薦したいと思っております。

先生は、私から申し上げるまでもなく、都市防災の第一人者で屋内外でご活躍をされております。この震災復興検討会議が設立されたとき以来からの委員でございまして、震災復興マニュアルの作成でも中心になって助言をされて重要な役割を果たされております。また、地域での都市復興模擬訓練の支援等もなさってこられております。3期6年間にわたって座長を務められてきておりますので、ぜひ引き続き座長をお引き受けいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 小林情報統括担当課長 では、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小林情報統括担当課長 そうしましたら、中林委員、座長席にお移りいただければと思います。

では、これ以降の会議運営は中林委員にお願いをいたします。なお、本会議設置要綱では、会議に副座長を置くことと、副座長は座長の指名により選任することが定められておりますので、こちらについてもあわせてお願いをいたします。

では、先生、お願いいたします。

○中林座長 改めまして、おはようございます。ただいま、引き続き座長ということで皆様から指名いただきまして、それでは座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど危機管理監からお話があったとおり、東日本大震災で4年余り途絶えていたわけですけれども、任期2年で繰り返してきた検討会議ですが、今年からまた再開をするということと、先ほどお話があったとおり、東日本大震災も復興が非常に大きな課題になっているわけですけれども、大規模災害時に備えるために借地借家法という特別措置法ができたり、あるいは復興に関する基本法というのが定められたりという状況の中で、来てほしくないんだけど、来る首都直下地震に備えて、改めて東京の震災復興について、マニュアル等々、事前復興のいわば準備を総点検しようということになったかということでございます。東京、首都であるがゆえにより迅速に復旧あるいは着実に復興しないといけないということで、そうした観点から事前の取り組みというのが何よりも重要だろうと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、座長としての挨拶は以上にさせていただきます。

次に、副座長の指名ですけれども、阪神・淡路大震災の復興を実際にいろいろな形で経験され、また内外の災害復興について非常に造詣も深うございますひょうご震災記念21世紀研究機構の理事でもあります室崎委員にお願いをしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中林座長 ありがとうございます。

○小林情報統括担当課長 よろしいでしょうか。室崎委員は本日はご欠席でございますけれども、副座長に指名された場合にはお引き受けいただける旨、事務局から事前確認をとらせていただいております。

○中林座長 以上のようなことでございますので、本日ご欠席ですけれども、室崎委員に

副座長をお願いしたいと思っております。

それでは、そういう形で進めさせていただきます。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

本日の議事ですけれども、報告事項が3件、検討事項が1件でございます。お手元に次第がございますが、そのとおりにやりますので、まず、報告事項3件をまとめてご説明いただきたいと思っております。

それでは、事務局、お願いいたします。

○小林情報統括担当課長 では、まず報告事項の1点目ですけれども、資料3の震災復興検討会議設置要綱の改正についてご説明いたします。

この検討会議は、先ほども申し上げましたとおり、平常時には震災復興マニュアル等に関しご意見などをいただきまして、震災発生後には震災復興計画に関して提言をいただくために設置されております。震災発生後の役割につきましては、東京都地域防災計画には従前から明記しておりましたが、要綱への記載が行われていなかったもので、今回、改正を行ったものでございます。

次に、資料4でございますけれども、東京都震災復興検討委員会設置要綱でございますが、こちらは組織名称や構成員の職名の変更等に伴う改正を行ったものでございます。

続きまして、資料5をご覧くださいいただければと思います。東京都被災者台帳検討特別部会の設置についてというものでございますけれども、こちらにつきましては、設置について、12月14日の震災復興検討委員会幹事会にて決定をさせていただいているものでございます。被災者台帳というのは何かと申しますと、資料の下の方に内容ということで記載してございますけれども、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約したものでございます。東京都被災者台帳と言いますのは、区市町村の被災者台帳の情報を集約し、東京都が作るシステムに情報を格納して活用していくという新たな取り組みでございます。平成29年度の運用開始を目指しております。特別部会のメンバーは、東京都被災者台帳を活用していくことになると思われる関係局等となっております。

資料5の資料を1枚おめくりいただきますと、カラーのイメージ図がございますけれども、その左側部分の区市町村の被災者台帳では、平常時には住民基本台帳などからそのデータを格納しておきまして、発災後にはり災証明書などの情報が追加されていくというものでございます。これらのデータを東京都被災者台帳にご提供いただくことを想

定しております。

1枚おめくりいただきますと、こちらは区市町村の現在の被災者台帳の画面をご参考までに掲載したものでございます。東京都被災者台帳でもこのような情報を共有させていただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、資料の4枚目ですけれども、こちらは災害対策基本法の被災者台帳に関する記述でございます。平成25年の法改正によりまして、区市町村において被災者台帳を作成できるようになったことですか、あわせて他の自治体も被災者の援護に必要な限度で台帳情報の提供を求められることができると規定されたものでございます。

以上で東京都被災者台帳検討特別部会に関するご説明を終わります。

続きまして、資料番号が飛びますけれども、私のほうから、先に資料7のほうをご説明させていただきます。

こちらは区市町村の震災復興マニュアル策定状況について、直近状況のご報告となります。

都と同様、各区市におきましても震災復興に際し行政がとるべき行動をまとめたマニュアルの策定を進めてくださっているんですけれども、現在は23区市が策定済みとなっております。2市が策定作業中と伺っているところでございます。なお、ご参考までに、机上に薄いブルーのファイルを置いてございますけれども、そちらは平成21年3月に都の方でひな形という感じで区市町村震災復興標準マニュアルというものを取りまとめまして区市町村にお配りしております。こういったものも参考にさせていただきながら策定を進めていただいているところでございます。

続きまして、資料8でございますけれども、こちらは今年の7月に開催いたしました復興まちづくりシンポジウムの結果のご報告でございます。こちらの催しは毎年度災害復興まちづくり支援機構と共催で実施しているものでございまして、本日、座長を務めていただいております中林先生にもご登壇いただきまして、都内各地域で取り組みについて報告、意見交換がなされたというものでございます。

では続きまして、谷崎課長のほうからご説明をお願いいたします。

○谷崎企画課長 それでは、私、都市整備局の市街地整備部企画課長、谷崎と申します。よろしく願いいたします。

私の方からは、資料6と資料9、私どもの取り組み状況について報告させていただきます。

ます。

まず、資料6でございます。

都市復興模擬訓練の実施でございます。この模擬訓練につきましては、区市町村の職員を対象に復興マニュアル、これの習熟を目的として平成10年からこれまで開催してきているところでございます。これまで17回実施しておりまして、延べ約1,000人の区市町村職員が訓練を終了しているところでございます。

今年度でございますが、場所といたしましては、対象地区と書いてございますが、文京区の根津、千駄木、あと台東区谷中、いわゆる谷根千地区を中心に訓練をしてきたところでございます。こちらの訓練でございますが、中林先生、あと市古先生等々にご指導いただきながら進めてきているところでございます。

今年度、第1回7月11日から先月10月31日第6回訓練を終えまして、最終発表会を済ませたところでございます。

今年度の主な成果、訓練生からの声でございますが、「家屋被害調査」から「復興まちづくり計画案の作成」まで一連の復興手順を実施できて非常に参考になった。あと、各班に専門家、災害復興まちづくり支援機構さん等の協力を得て配置させていただきましたので、非常にレベルの高い訓練ができたのではないかとというようなご意見をいただいております。あと、今回、行政界2区文京区と台東区にまたがる地区で実施しておりますので、そういったような行政界での課題等々についても整理ができたというような声をいただいております。また、今回の発表会では、被災住民への説明を意識した発表会をさせていただいております。また、今回の発表会では、被災住民への説明を意識した発表会をさせていただいております。また、今回の発表会では、被災住民への説明を意識した発表会をさせていただいております。また、今回の発表会では、被災住民への説明を意識した発表会をさせていただいております。

続きまして、資料9でございます。資料9につきましては、震災復興シンポジウムの開催でございます。こちらのシンポジウムにつきましては、阪神・淡路大震災の発生を受けて、復興まちづくりのあり方を都民と行政が共有していくということを目的といたしまして、やはり平成10年度からこれまで開催しておりまして、これまで16回実施させていただいております。毎年1月、阪神・淡路大震災があった1月17日前後に開催をさせていただいているところでございます。今年度につきましても、平成27年1月9日の金曜日14時～17時30分に予定してございます。内容といたしましては、基調講演、あと都からの報告、パネルディスカッションです。コーディネーターといたしましては、中林先生のほうに毎年お願いしているところでございます。こちらは非常

に盛況で毎年400名から500名の方に来ていただいておりますので、12月の半ばぐらいにプレス発表もさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○中林座長 ありがとうございます。

報告3件、以上でございます。ただいまの内容に関して皆様からご意見あるいはご質問をお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

まず報告の1番目が、本震災復興検討会議の設置の要綱を改正しましたということでございました。これはよろしいでしょうか。

先ほどのご説明にもありましたけれども、この東京都震災復興検討会議なるもの自体が、実はもう事前復興対策になっておりまして、資料3の第2の所掌事項というところの1番に平時というのがある、2番に本部設置時と、本部設置時というのは被災後、対策本部、復興本部が設置されたときにこの会議が少なくとも1回は招集されて、その復興に対する意見等を申し述べたりする、そういう諮問に対する、あるいは問いかけに対する回答をするということになりますので、任期中にそういうことはないと思ひますが、そういう事態が発生すると、そのような対応になるということだけ心の隅に置いておいていただければなと思ひます。

それでは、2番目に特別部会ということで、要綱でいいますと五つの部会でしたか、を設置するんですが、特別部会ということで、被災者台帳システムを新しく導入するという、特別部会を設置するということに関しての資料5についての報告でした。これに関してはいかがでしょうか。

○市古委員 ちょっと1点だけ質問なんです、被災者台帳と少し関連して、です、り災証明を発行して、それが被災者台帳に反映されていくと思うんですが、り災証明のための調査の調査票みたいなのは、この台帳整備に関連づけて何かあらかじめつくっておくとか、もしくは内閣府の基準に基づいて少し変更しておくとか、何かそのような検討をなされているのでしょうか。

○小林情報統括担当課長 こちらにご紹介いたしました区市町村の被災者台帳システムは、台帳機能と、あとり災証明発行機能と、あと、今、ご指摘のありました、建物被害認定調査のシステムとセットになったような仕組みでございまして、今日をご用意してないのですけれども、調査票のほうも内閣府の基準に基づきつつ、フローチャートのような形でかなりわかりやすいものを作成いたしておりまして、そちらを用いて調査をやっ

ていくような仕組みを考えております。

○市古委員 わかりました。そうしますと、こちらのほうに、施策編のほうにはまた参考資料として随時充実されていくということですかね。

○小林情報統括担当課長 そうですね。今回、まだ全部の区市町村が入っている状況ではないのですけれども、参考という形で何らかの記述はさせていただければと思っております。

○市古委員 わかりました。ありがとうございます。

○中林座長 どうぞ。

○加藤（孝）委員 今の市古先生のコメントのさらに追加になるんですが、この被災者台帳、非常にすぐれた仕組みだとは思いますが、東京という非常に高密度で被災ボリュームが大きいところって、このシステムを考えると、若干僕はタイムスケジュールが後ろにずれるんじゃないかということが気になっていて、多分このシステム自体は割と田舎の災害できちんと検証はされているんですが、大都市で必ずしも使われたことは多分ないと思うんですね。時間的なずれがどれぐらいなのかと。許容範囲であれば全然問題ないんですが、せっかく入れたけど、結局、システム運用までに時間がかかって遅れちゃうということもあるので、その時間のチェックだけ十分にさせていただけるといいかなというふうに思います。

○中林座長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか、ご意見ということで。

東京でも一度二度三度ぐらい実際の区の方、市の方を含めて都の方も含めて訓練はしているんですね。ただ、東京が地方と違うと加藤先生がおっしゃったのは、実は地方は一戸建て、持ち家、持ち地というのが多いものですから、1軒のり災証明を出すと、もうそれで大体その1軒は終わりとなるんですけれども、木造密集市街地にアパートがあったり、あるいは老朽マンションがあったり、そうすると建物と居住者の関係が輻輳しているものから、り災証明というのは基本的には世帯単位で出します。だから、このアパートに6戸部屋があった、6世帯分、だけれども実は5世帯で1世帯空き室だったか6世帯満室だったかというのがよくわからない状況になると、このアパートから何軒り災証明を出したら全部クリアしたのかというようなことがたくさん出てくると。木造密集市街地も場所によって違いますが、借地借家、借家、あるいはアパート居住者というのが非常に多いということを含めると、そうした点を勘案してこのシステムの運用というところを、基本的にはこのシステムは被災したにもかかわらずり災証明の発行の



申請に来ていなくてさまざまな支援から落ちこぼれてしまうような方をなくそうというのがまず第一の基本ですので、そこをくまなく被災者をカバーできるようにするには、少し考えておかなきゃいけない点があるんじゃないでしょうかというのが加藤委員のアドバイスだと思いますので、まさにこの特別部会でもそうした点も含めた検討をしていただければと思います。

○小林情報統括担当課長 どうもありがとうございました。

○中林座長 ほかにはいかがでしょうか。

もう1点、私が少し感じていることは、この被災者という概念の定義なんですけど、災害対策基本法上は先ほど引用していただいたように被災者と書いてあるんですが、実際には被災者証明というものは出さないんですね、り災証明という形で、今お話ししたように、建物の所有にかかわらず、その方が住んでいた家がどういう被災をしたかであり災証明というのを出して、それに対して個人の生活再建・復興についての支援をしていくところ、木造密集市街地で被害が集中的に発生するという前提に立つと、これは都市整備が中心になってやってきました都市復興という別の取り組みが必要になってくるわけですね。基盤整備等含めて地域あるいは地域社会をどう復興するか。特に都市復興という話になりますと、区画整理にしる再開発にしる、あるいはもう少し軽度な軽い計画事業を活用するにしる、居住者だけでは進まなくて、むしろ計画的にこのエリアは復興するぞと決めた範囲内の土地建物の所有者、関係権利者を一網打尽にしておかないと、合意の形成というか、実際の事業というものは動かなくなるんですね。ところが不在の地主さんであったり、不在の家主さんですと、そのエリアでは自分のアパートが全焼してもそれに対してり災証明というものは発行されない。り災証明はあくまでも生活、その人が居住している建物に関してどういう被災したかの発行ですので、そうすると、この検討は、まずり災証明ベースで個人の生活再建とか住宅再建の支援をするために作るわけですがけれども、例えば、何々町何丁目はまだほとんど焼けてしまって、基盤も未整備で、一定の基盤整備を伴う都市復興しなければいけないとなると、り災証明とは別に、その地域の不在の土地所有者、その地区以外に住まわれている土地所有者とか建物の関係権利者の把握をしないといけませんので、次の二段階目のステップとしては、被災者というのを、そうした土地建物の関係権利物件が被災した方というふうに少し拡大解釈をして、それは全部フォローする必要はないんですけれども、その都市整備としてまとまった復興をしなければいけないと設定した区域については、それをフォローアッ

プするような、そのベースは恐らく課税台帳なので、区部ですと東京の税務署、市町村のほうは各市町村の税務課にありますから、そこをベースに少しフォローしていくというようなことを、少し都市復興用の被災者台帳というようなこととお考えいただけるとスムーズに話し合いが進むのではないかなと思っています。そうした点も少し含めてご検討いただければと思います。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○石川委員 千葉大の石川でございます。

今、被災者の定義のお話の中で、若干ちょっと情報提供ということなんですが、私、千葉大学におりまして、東日本大震災の、例えば、浦安市もそうですが、千葉市などでも、あまり報道されていませんけれども、例えば、URの団地なんかでちょっと古い団地なんかだと、団地内のインフラですね。上下水道とか、そういったものに関してはかなり壊れたりとかしています。それに関しては基本的にはみんな居住者の方々が復旧すると、団地そのものは全部区分所有になっていますので、ということで、お金がかかったりとかということもしています。ただ、建物そのものが別に傾いたわけではないので、り災証明等はもらってないとかというようなことがありまして、ただ、1カ月ぐらい水道が使えないような状況にもなっていますし、実際、一戸当たり100万、200万といったような金額が上下水道も含めてインフラの復旧に実際かかって各戸が負担しているというような状況が起きています。もちろん、分譲なので、何ですか、修繕費の積立とか、そういうところから切り崩してくるわけですが、そういったことが都市で割りあいと出てきているということで、そういったことも含めて被災者の定義というのを都市型に少し考えていただく時の情報として、一応、お伝えしておきます。

以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

そういうさまざまな条件が出てくるということで、今の石川委員のお話ですと、住宅だけ見ちゃうとり災証明は発行できませんという話になるんだけど、実際には生活再建のために相当の負担を強いられてくるというようなケースをどうフォローアップするかで、国の法律ではできないかもしれないけれども、都が別途また考えるというようなことも含めて、団地等になると敷地内が所有者の物件になると。敷地外というか、敷地と外との境目のメーターのところまでは事業者の負担ですけれども、メーターの内側は敷地内が全部所有者というか、利用者負担になってしまうと、それが一戸建ての場合

にも実際はそうなんですけれども、団地だと非常に広い延長を負担するというようなことがある。多分、千葉の液状化で多分そうした問題が幕張ですとか、あるいは浦安ですとか、発生してきているということだと思います。

ほかによろしいでしょうか。

またいつかの時期に、この特別部会の検討結果なり途中経過のご報告をいただけるということですよ。

それでは、3点ほど意見が出ましたけれども、それらを伝えていただいて少しご検討をいただければと思います。

それでは、3番目の都市復興訓練のことと、来年の1月9日ですけれども、震災復興シンポジウムを開催するよということについてのご報告についてはよろしいでしょうか。

来年度もまた都市復興訓練については継続していく等々、若干の検討事項を今検討し始めようというところにありますけれども、基本的には、東京都都市整備局が主催をして都内の各区市町村の都市復興担当職員の皆さんに訓練してもらおうと、マニュアルを習熟するというので、どっちかという非常に若い職員の方が参加されるケースが多いので、裾野は広がっているかなと思います。ただ、これはモデル地区を設定して区でやるようになってから、それ以前は都の若い職員の皆さんも一緒にやっていたんですけれども、最近では区の職員、区市の職員の訓練になっていて、都の職員の方の訓練が必ずしもされていないのかなというところが私としては若干気になるところでして、これはまさに区市じゃなくて都の復興マニュアルですけれども、これについて都の職員も訓練をするような機会というのがつくられているといいんではないかなという気もします。もし別途に何かやっておられるなら失礼でしたけれども、そんなこともちょっと感じてはおります。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項3件については以上にさせていただきたいと思います。

それでは、検討事項に入りたいと思います。

東京都震災復興マニュアルの見直しについてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○小林情報統括担当課長 資料10以降になりますけれども、震災復興マニュアルの見直しについてご説明いたします。

今回は机上に置いてございますけれども、「復興施策編」、「復興プロセス編」の両

面の修正を予定しております。検討体制ですけれども、こちらに図を載せてございますけれども、幹事会に設置されております各部会において修正案をまとめた後に検討会議の意見・ご助言をいただくということで進められればと思っております。

検討体制のところで書かせていただいておりますけれども、部会において検討会議開催を待たず委員の先生のご意見をお聞きしたいという場面も出てくるかと存じます。その際には、ぜひご意見・ご助言を賜ればありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、見直しの方向ですけれども、復興施策編につきましては、平成19年に行いました最後の修正以降の状況変化を踏まえまして、法令改正ですとかを反映させてまいりたいと思っております。また、新たな施策ですとか、今、検討を進めております「東京の防災プラン」等も踏まえた内容にしてまいります。

復興プロセス編につきましては、記載されている基本目標等は原則として現行の内容を踏まえることとさせていただき、施策等については、復興施策編の修正に連動して見直しを行っていただければと思っております。

次に、スケジュールでございますが、次のページをご覧くださいますと、本日が第17回震災復興検討会議ということになりますけれども、これから事務的な修正作業に入ってまいりまして、来年度の10月には第18回検討会議ということで、「復興施策編」「復興プロセス編」両編の修正案のご説明をさせていただきましてご意見をいただければと思っております。その後、11月中旬から12月中旬の間にパブリックコメントを実施しまして、2月に再度検討会議でご意見をいただいた後、来年度末に震災復興検討委員会で承認を得られればと思っております。

資料を1枚おめくりいただきますと、参考資料1ということで、復興プロセス検討特別部会についてという紙をお付けしてございますけれども、こちらは、平成14年度当時、「復興プロセス編」を最初に検討いたしました時に立ち上げていた会議ですけれども、今回、見直しを行うに際して再稼働させたいと思っているものでございます。

次の資料、横判になりますけれども、参考資料2でございますけれども、「東京の防災プラン（骨子）」の概要でございますけれども、こちらは2020年を目標に、自然災害に対してあらかじめ備えるべき取り組みをまとめるものでございまして、今年の12月の策定・公表を目指しております。

次の資料の参考資料3に進んでいただきますと、こちらは「東京の防災プラン（骨子）」

の中でも、震災復興マニュアルと少し関係のある記述が出てまいるような箇所になるんですけども、例えば、右下のところをご覧くださいますと、被災者の生活環境の早期復旧を支援でございますけれども、この中のボランティア活動の促進ですとか、がれき処理に関する取り組み等、マニュアルと関係する内容についても一部触れてございますので、これらの内容も踏まえてマニュアルの修正を進めてまいりたいと思っております。

次に、参考資料4でございますけれども、こちらは現在の復興マニュアル策定までの経緯をまとめたものでございます。平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、震災復興についてあらかじめ定めておくために、平成9年と10年に最初の復興マニュアル、都市分野と生活分野で策定をしております。その後、平成15年に都民向けと行政向けということで再編いたしまして現在に至っているというものでございます。

主な内容でございますけれども、復興プロセス編につきましては、都民向けに目標ですとか、復興の全体像、あと主立った施策を掲載してございます。復興施策編のほうは、行政がとるべき行動を5分野に分けて整理しているものでございまして、今後の検討も、この5分野の作業部会に分かれて各章ごとに担当をもって検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、資料11でございますけれども、震災復興マニュアル「復興施策編」の修正箇所の例示をさせていただいたものでございます。第1章の「復興体制の構築」のところでは、都道府県復興方針に関する記述を行うことを予定しております。これは平成25年に制定されました「大規模災害からの復興に関する法律」で、都道府県復興方針について規定されたことを踏まえての検討となります。

第2章でございますけれども、「都市の復興」関係ですけれども、やはり、法改正で新たに規定されました都市計画決定手続の代行等について検討を行ってまいります。

第3章の「住宅の復興」でございますけれども、これは民間住宅の「応急仮設住宅」としての活用、いわゆるみなし応急仮設等について検討を行ってまいりたいと思っております。

第4章の「くらしの復興」でございますけれども、こちらは、区市町村では被災者台帳の策定の取り組みが既に始まっておりますので、そちらの情報の活用についてですとか、あと第5章では「産業の復興」ということで、東日本大震災の際の取り組みの反映等についても検討してまいりたいと思っております。

以上でご説明を終わります。

○中林座長 ありがとうございます。

検討事項ということですので、これまたご意見あるいはご質問も含めてですけれども、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○市古委員 それでは、資料11の修正箇所ということで、ここが一つ論点の例だと思うんですが、ちょっとここに沿って2点ほど質問というか、若干の意見なんですけれども、一つは分かりやすいところで、住宅復興、3章の民間賃貸住宅の活用というところで、これは区部、市部でも、空き家問題に関連して、かなりこれ大きな変換というか、可能性があると思うんですよね。もちろん、これはもう維持管理されている空き家が主な対象だと思うんですが、いざというときに、もう空き家ですので、人の手が行き届かなくなって、掃除とか、場合によっては何らかの手入れをしないと使い物にならないような空き家を含めて速やかに仮設住宅として使えるような、空き家もいざというときに使えるような仕組みとして検討いただくと可能性としては広がるのかなと思いましたし、僕もお手伝いしている調布市さんなんかだと、来年度やっと空き家の実態調査にしっかり取り組んでいこうというふうに市役所のほうでもなっているようで、基礎自治体においても空き家問題に本腰を入れてという状況の中で、ちょっとこれはいろいろな可能性があるのではないかなというふうに思いました。

それから、もう1点、行政とボランティアとの連携強化というところなんですけれども、ここもいろいろな検討の切り口があるかと思うんですが、僕自身、練馬、豊島、葛飾で中林先生とご一緒に八王子もそうですけれども、区部、市部の復興マニュアルを検討する中で、直後のいわゆる災害ボランティアと、復旧復興、復興にかかわるボランティアというのは少し質が違うのではないかな。ボランティアと地域、もしくはボランティアと市役所が信頼関係を持って進めていくに当たっても、少しそのプロセスを区分して組み立てておいたほうがいいのかという論点が出ておりますので、この(2)部のボランティアとの連携強化を、僕の経験からすると、直後の災害ボランティアと復興のボランティアは少し分けて、分けてというか、区別して議論をいただくと実情にマッチするのかという気がいたしました。

以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

よろしいですか。何かありますか。

○小林情報統括担当課長 ありがとうございました。

○中林座長 確かに、空き家問題というのはこれからどんどん平常の課題として空き家問題が出てくるわけですが、それが一時提供住宅として被災後に使えるのかどうか。ちょっと手入れば使えるというようなことに対する迅速な手入れみたいなことと、家主から提供住宅として借り上げるということの了解をとるというあたりがどれだけ迅速にやれるかということも含めて大きな課題ではあるんですが、資料11の2の都市復興の(1)と(2)というのは多分連動しているんだと思うんですね。先ほど言いました(1)のほうの都市計画、地域で都市計画を行わなければいけないような復興のときに、そのステークホルダーというか、合意の形成とか、都市計画決定をする場合の了解を得る相手は、土地建物等の関係権利者であって、極端に言うとアパートの店子さんとか、借家人は権利を持っていないと。借家権、借地権が登記されていれば権利はあるんですけども、普通の賃貸アパートですと登記してませんので、そうすると、むしろそういう方に一時提供住宅を、たまたま縁あってそこに住んでいたんですが、仕事その他の関係で一時提供住宅で早く生活の再建をしてもらうというほうが都市として重要なことですが、その面的に計画的に復興するところを、この短期借地権を活用して借り上げをしようと思うと、まさに地主さんとの話し合いですし、その後そのエリアをどういふふう復興するかということと連動して考えると、その地域に仮設住宅に入るとどまってもらいたい被災者というのは、その地域の復興に関係権利を持って関わらざるを得ない方にむしろ地域にとどまってもらおうと。それが話し合いをしやすく、また計画の合意の形成に向けての詰めもしやすくなると。これが借り上げ住宅で高崎から小田原までばらばらに散ってしまうと、恐らく集まって話し合いをするということが事実上不可能になってしまうので、そういう事態にならないようにというのが(2)に対応するんだろうと思っていますので、そうした二つの体制を少しシナリオを検討してみても考えていただけるということが、マニュアルを見直していくということが大事なのかなと私も思います。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○池上委員 今、空き家問題等がありましたが、ごみ屋敷も含めて、「放火を防ぐ環境作り」に反する課題として、東京消防庁も該当地域に住む住民も悩んでいるところです。署にもよりますが、空き家、ごみ屋敷の情報を把握していても、立ち入りはできないという課題があります。とはいえ、都内の各消防署がどの程度、それらの情報を把握しているかを押さえておく必要はあると思います。また、ボランティアに関しては、東京都

は語学ボランティアと応急危険度判定員のボランティア登録制度があります。私の友人（1級建築士）が応急危険度判定員として登録しているのですが、「あまり研修をしていないので、本当に効果があるのだろうか？」と心配していました。そのことが気になるので、やはり定期的にボランティア研修を実施し、本当に災害後に生きる登録制度にしてほしいと思います。

それから、東京消防庁では、災害時支援ボランティア制度があり、私は発足当時（平成7年）からこれに関わっているので、かなりの情報は持っています。約16000人の市民が各消防署（居住地あるいは勤務地のどちらかを選べる）に登録をしています。再講習も含めてかなり長いことやっている人もいますので、消防職員はもちろんのこと、登録者仲間とも顔の見える関係ができています。研修を繰り返しできるのは、消防学校という恵まれた環境があることも確かです。研修をして思うことは、災害発生直後に登録者が駆けつけてくれるかということ、必ずしもそうではないということです。もし、家族に怪我人や死者が出たら、当然登録をしても駆けつけられません。そのため、私は普段から「怪我をしない、死なない備え」が大事だと言っています。その辺の基盤整備も含めて、今後、役に立つボランティアの養成が大事ではないかと思っています。

以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、加藤委員。

○加藤（孝）委員 多くはコメントになると思うんですが、4点ほど。

一つ目が、これ僕、最近非常に気になっているんですが、本当に自治体でも復興について考えなきゃいけないといったときに、東日本大震災の経験を踏まえてという何か枕言葉が必ずついていて、東日本大震災の復興を教科書にして次の復興を考えるんだと。僕はそんなばかな話はないと実は思っているんですよね。東日本大震災の復興って、何も準備してない中で大慌てでとりあえずできることをやってみたという、ただそれだけの話のような気もしていて、そういう意味では、これから考える復興というのは、かなりきちんとした準備ができるので、必ずしも、もちろん、あれは参考にしながら、教科書ではないという理解をした上で復興準備を進めるべきであるというふうに僕自身は考えていると。これが1点目です。

二つ目なんですけど、今回というか、ベースになっている東京都の復興準備というのは、基本は神戸の被害を前提として、神戸の復興のやり方をイメージして少し東京バー



ジョンにしているというふうな理解をしているんですけど、多分、神戸のような要するに市街地がモザイク状に被災して、で、モザイク状に被災したところを修復していくというような復興であれば、多分、今のマニュアルの延長でかなりきちんと対応ができるかなというふうに思っているんですけど、一方で、神戸の被害は東京で想定される首都直下地震と比べると、多分かなり軽微で、例えば、東京が火の海になってわっと大きな広い領域が燃えてしまったときに、果たして修復型の復興で事足りるかどうかということもやっぱりあわせて考えなきゃいけないのかなというふうに考えています。基本は、阪神のときには、再開発なんかはありましたけど、基本、原状復帰型が基軸にあったと思うんですが、むしろ東京の場合は、少し時代を先取りして、被災を契機にして質的な転換とか都市構造の転換を図るという発想も僕はあつてしかるべきだと思うんですね。だからそういう意味で、今回のマニュアルの見直しの中で、首都というか、東京という地域の特性と、阪神の時でも20年も経ってますので時代観も相当変わっていると。その時代観を踏まえて少し発想を変えた検討も同時にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。というのが2点目です。

3点目は、今の話とも関連するんですけど、今のマニュアルの中にも、復興グランドデザインというのが入っていると思うんですが、あれ何年でしたっけ。

2001年ですよ。2001年なので、もうほぼこれ死んでいると言ってもいいんじゃないかなというふうに思っていて、今の時代にふさわしい震災復興グランドデザインを考えていくということが非常に重要ではないかなと。だって、例えば、明日被災したときに、2001年にプレイバックして未来を考えるとというのも非常に変な話なので、もっともっと東京は日本をリードするという意味では時代をもっともっと先取りする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

最後、4点目なんですけど、ボランティアの話なんですけど、ボランティアって何だろうと思ったときに、何かこれもちょっと既成の概念変えたほうがいいかなと思っていて、要は特に地方公共団体との連携という話で言うと、明らかに地方公共団体のマンパワーが足りないわけですよ。だからそういう意味では、ここで言うボランティアは、今まで言っていたような何か防災ボランティアではなくて、正規職員じゃない技術とか知識を持った人をどれだけ確保するかという視点で考える必要があつて、例えば、65歳から70歳のOBとか、今、厚みがちょうどあるところなので、そういう人を活用するとか、あと町のコンサルタントみたいな人を活用するとか、要は行政のマンパワー、業務

がめちゃくちゃ増えますので、行政のマンパワーをどう補っていくかという視点で考えて、通常の防災ボランティアとはちょっと切り離れた何か層を新たに発掘していくという視点が重要かなというふうに感じました。

以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

では、小野委員、どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

2件ほどございまして、まず、私のほうは労働関係の研究をやっているということもありますので、5章の「産業復興」の関係についてお話をさせていただくと、それとボランティアに関係したことを少しお話をさせていただきたいと思います。

東日本大震災のときに、やはりかなり失業者が出たというのは皆さんご存じだと思うんですけども、それでも、やはり沿岸部ですので、どちらかといったら余り人口が密集していない地域が多かったんですね。それでもかなり失業者が出ました。同じ状況が東京で起こったときに、まず失業者がどのくらい出るかですが、これはもう、とんでもなくたくさん百万単位で出ると思います。その中で、マニュアルのほうには、雇用を維持してくれという要請を送ると書いてございますが、これは確かに維持できる企業はいんですけれども、どこまで望めるのかというところです。正社員については、恐らく雇用は維持しようと努めると思いますが、やはり問題は非正規の労働者ですね。東北の場合も、非正規の労働者の失業がほとんどです。彼らの中には雇用保険に入っていない人たちもいるので、雇用を切られた時点で生活に直撃が来るということがございます。ですので、そういった人たちをどうするかという問題があります。ただ、被災された方が次の職に動き出すというのは、先に生活再建のこともございますので、3か月ぐらい経ってからようやく動き始めるというような状況がございまして、やはり発災してから3か月ぐらいの間にどうするかというのを緊急に考えなきゃいけないということがまずあると思います。

向こうでよく見られたのは、我々、キャッシュ・フォー・ワークという言葉を使いますけれども、要は被災地の仕事を被災者が担うという考えなんですね。そのキャッシュ・フォー・ワークなんですけれども、被災者を雇用して被災地の復興につなげるというようなやり方をやっています。その中で、これは3年間で10万人ぐらいの雇用を生み出したんですけども、厚生労働省がやっていた緊急雇用創出事業というのがございまし

て、これはリーマンショックの後につくられた基金ですが、これで大体10万人ぐらいが創出されているというのがあります。被災地の復興事業に被災者を就けるということなんですけれども、大きな事業として二つあります。まず一つ目が行政の事務の補助です。これはもうり災証明を出したりとか、いろいろな証明書をたくさん作らなきゃいけないという事態に行政は陥るので、まずその手が必要になります、事務職の人たちが。ですので、その人たちをまず雇い入れるということが必要になってきます。二つ目が、仮設住宅支援ですね。やはり孤独死を防ぐために見守りが必要になるので、見守り支援員さんという人たちを雇用してという。事業の中でこの二つの割合が大きいというのがございました。ですので、失業にあたっては被災者の方を雇用していくというスキームをどういうふうに考えていくのかというのが、まず重要なポイントになってくるのではないかなと思います。

ただ、東京都はやはりかなり人が多いんですね。沿岸部の場合は、人口が流出しないためにもそういうキャッシュ・フォー・ワークの考え方を取り入れて、自分たちの市町村の人たちを流出しないように雇用を創出したということがございますが、それを果たして東京都でやるのかどうか。関東大震災のときはそういうことをやらなかったというのがございます。ですので、基本的に移住させるということですよ。この危ない状況のまちから外に移住させていくという方法もあるかもしれない。そうなった場合には、近隣の都道府県と自分のいる東京都の都民の被災者を受け入れてくださいというような要請をするということも必要になってくると思います。ですので、自分のところで雇用をずっと創出するというところだけを考えずに、周りとどういうふうに連携をとって、人を吸収していってもらいたいということも含めて考えなければいけないというふうに思っているのが、雇用面では私は考えていることとございます。

二つ目は、ボランティアについてなんですけれども、これは防災ボランティアというのは非常に危険なんです。釘とか、いろいろな危険な物が散らばっている中で、それを踏み抜いたりとかということで必ず怪我が発生します。それで、ボランティアさんは雇用関係にないので、労災が適用されません。ですので、そういった怪我があった時、危ないことが起こった時に、善意で参加してくださったボランティアをどう守るかということは、やはりちょっと考えなきゃいけない問題だと思います。ですので、登録してくださったボランティアさんは、たとえ、そういうふうなけがが起こったときには、無償で、何というんですかね、病院で診てもらえるシステムがあるとか、そういうふうな

ところの、何というんですかね、下支えというのが必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○中林座長 ありがとうございます。

では、加藤委員。

○加藤（秀）委員 私は、第5章の産業の復興について、少し意見を申し上げたいと思います。

私は、防災とか、あるいは都市計画とは全く無縁でありまして、いわゆる産業復興といえますか、産業の問題に関わっています。とりわけ中小企業の発展をどうするかという問題を研究テーマにしています。そうした立場からお話ししますが、若干、震災に関しては、阪神の時にケミカルシューズの復興計画立案に携わっていた立場から意見が言えるかと思えます。当時、長田の街が焼け落ち、産業を復興するというより、生産の場所をどう用意するかが大きな問題でした。

今回の東京都のマニュアルの見直しでは、いろんな角度から検討すると思いますが、震災直後は、産業よりも生活が優性されることになると思っています。しかし、少し時間が経ち落ち着くと、産業の再生が急務になってきます。産業が早く立ち上がらないと、先ほどの話でも出ていましたが、雇用の問題を含めて、生活そのものが破綻してしまうことに繋がります。

この点、大都市東京の場合、神戸に比べ、特に23区の場合、被害を受けるであろう製造業をイメージしてみますと、非常に厳しい事態が予想されます。特に、中小企業や小零細な企業は、震災後にはたして再生できるかという問題です。貸し工場などいろんな支援策を検討する必要がありますが、1人とか数人でやっているようなところで、もう一度多額の借金をして設備投資をする意欲が出てくるのか、あるいは資金調達ができるのかとなりますと、悲観的になってしまいます。震災後に日本のものづくりを支えている中小企業が、事業を再開してもらわないと本当の東京の復興にはならないと考えています。東京の中小企業の役割を他の地域の中小企業が単純に代替することはできません。そうした企業の方々が、もう一度事業をやるという意欲が持てるいろんな支援策が用意されなくてはならないと思っています。

神戸では、仮設の工場を臨海部の空き地と西神地区などにつくり、操業を再開させました。次の段階では、巨大な工業ビルを復興工場として建設しました。多くの中小企業

がそこに入居し、現在も事業を継続しているところです。ただし、この復興工場は、国から高度化資金を借り入れ建設したため、その後の神戸市財政に大きな負担となっています。そんな問題は残っていますが、復興工場の現在は、神戸市の重要な中小企業を中心とした産業拠点として機能しています。

ただし、神戸の仮設工場が100とか200とかと行った単位であったのに対し、東京では震災の規模にもよりますが、想像したくないほどの仮設工場が必要になるのではないのでしょうか。また、仮設ではない操業の場である工業ビル等を建設できる場所を、都内で確保できるのでしょうか。こうした難しい問題はありますが、お話ししました工場だけでなく、商業、流通など様々な産業の事業再開に向けての支援施設を迅速に用意し、産業の再生を図るという視点も、今回の復興マニュアルの中にぜひとも入れていただきたいと思っています。

以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

大沢委員、どうぞ。

○大沢委員 3点ほどございます。

先ほど、加藤先生からもお話がありましたが、行政的なボランティアというものをどう考えるのか。今、東日本大震災の被災地で、東京都から多くの方々が復興支援に行っていますが、被災地ではその方々の支援が必要です。現場では人がいなくて回っていない、それも技術的職員の方々がいなくて回っていないというような状況もあります。東京で大規模災害に見舞われたとき、東京都レベルではよくても、市区町村の中には、復旧で手がいっぱい、復興まで頭が回らないことが予測されます。道路施設や土木施設の復旧で手がいっぱい、復興まで頭が回らないというような状況があるかもしれないので、平時の段階から、各行政間の連携というのを、本当にどうすべきかということ、真剣に考えていかなければならないと思っております。

それと、もう一つ併せて、行政だけができなくて、多分、コンサルタントとか、そういったところに発注をせざるを得ないというような状況が多々出てくると考えられます。そういったときに、本当に、こういう言葉が適切かどうか、ずっと悩んでいますが、平時の手続でいいのかどうか。平時の手続のように、総合評価がいいのかどうかは別にしても、そういったような手続をやって、業者が決まるまでの時間がかかる手続でいいのかどうか。その間に大分いろいろなものが進行してしまう。復旧に際しては、ゼネコン

や工務店さんとかとの復旧協定や災害協定とかがあると思います。復興に関して、民間企業さんとの協定とか役割分担というのはまだなされていないというような状況もあると思うので、そういった点も一つ、今回、議論の対象になると考えております。

それから、もう一つは、やはり図面の存在というのをどう考えるのか。今回、そもそも準備していなかったという点もあるのですが、図面がなくて計画がなかなか本気でスタートできなかったといった点が多々ございました。そういった中で、先ほどからあるように、空き地、空き家の確認が必要なとき図面は重要で、また権利者関係が輻輳しているのも東京の最大の特徴ですので、地籍図がある場所とない場所で、復興のスタートラインが変わってしまうのではないかと考えております。そういった意味で、今でも地籍図がないところについてはどんどんやりましょうということになっているのですが、そういった基礎情報があるかないかというものを、あらかじめ整理して、それもパソコンレベルで置いてあるほうがいいのか、それとも紙面ベースで置いてあったほうがすぐ使いやすいのかという議論も今後した上で、何が一番使いやすいのか、そういった点もご検討いただければと考えております。

また、今までは計画論が多かったと思うのですが、やはりマネジメントという考え方を取り入れてもいいのではないかと考えております。

以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、石川委員。

○石川委員 先ほど、加藤委員のほうから、東日本は教科書にはならないということがあったんですが、そのとおりでと思うんですが、逆に、課題がかなり、例えば、巨大で、広域な災害の課題はかなりあふれてきていると。そういうところをどうしたらいいかというのを見て、東京都のほうに反映することは大事ななと考えておまして、そういう点で、例えば、四つあると思います。

一つは、ボランティアの質の話ですね。これはいろいろなステークホルダーが増えたという、これは後で話したいと思います。

二つ目は、行政の業務継続の部分で、先ほどの行政事務そのものをどういうふうに継続していくかというところを事前に整えると。

三つ目が、これはいろいろな基礎自治体の被災者、復興場面に携わっていて思うのは、被災者支援と、あとは住宅とか、まちづくりの基礎情報の共有が本当になされていない

という厳しい状況と、今のところ見ております。これは本当に歯がゆい話なので、事前にぜひすり合わせられたらと思っています。

四つ目は、やっぱり広域避難の話ですね。

一つ目のボランティアの話なんですけど、資料11の(2)のところですけども、私、神戸に半年前までおりました、東日本大震災のときは、前職、人と防災未来センターだったんですけども、政府の現地対策本部に少し入っていたのと、あとは宮城県の災害対応の6カ月検証に携わったんですけども、その時思ったんですけど、神戸の時はボランティア元年と言われて、ボランティアの連携の話があったと思うんですけど、東日本のときにどう進化したかという話ですが、よくご存じだと思いますが、今まで、例えば、国際NGOですね、いわゆる紛争地域とか難民支援とか、そういうことをやっていた、非常にお金と機動力と設備を、装備を持ったNGOが、大規模に参入してきたというのが東日本の特徴です。そういったところとの連携というのをぜひやっていかなきゃいけないですし、そこをうまく使っていくことはすごく重要なことだと思います。

で、政府の現地対策本部のほうでも、四者会議というのをやっています、政府ですね、内閣府と、あとは宮城県と、あとは社協とかも含む宮城県と、あとはNGOたちですね。それと、あとボランティアとか、あと自衛隊ですね。そこをちゃんと調整する会議を週に1回、必ずやっております、そういったところを、かなりお金と機動力を持っているところも含めてボランティアの連携というのを考えていく必要が十分あるんじゃないかなと。大災害ではこれがすごく重要ではないかなというふうに思います。

あと、先ほど、三つ目の話ですけども、やっぱりどこの市町村も、東日本は被災者台帳の情報と、住宅再建、あるいはまちづくりの部分の情報、別々の部署が同じような情報を二重に管理していて、それが全然すり合わされていないというのは本当にいろいろなところで見えています。それがないようにしていくというのを事前に考えていかなきゃいけない、すごく重要な問題だと思いますし、みなし応急仮設から復興公営住宅を全部作るのではなくて、一部、みなし応急仮設を復興公営住宅にそのままシフトしていくとかということも含めて、復興まで含めて、この被災者支援とまちづくり、住宅再建というところのすり合わせというのをぜひやっておいていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○中林座長 ほかはいかがですか。よろしいですか。

○大杉委員 1点といいますか、一つ、このマニュアルの策定ということで、いつ震災が起こるかわからないということはすなわち当然復興を行う時点自体が予測がつかない、わけで、予測がつかない中で時代状況なり社会環境なりを織り込んだりすることは現時点ではできないことが大きな難しさだと思います。ただ、全体的な動向として、例えば、高齢化が進み、特にこれから後期高齢者がふえていくとか、復興が行われる時点は予測できないとしても、先々の変化を織り込んでいく必要があるのではないかとという点です。被災者台帳をきちんと整備するというのは、非常に重要なことですが、例えば、それをどう活用していくのか。単に台帳をつくるだけじゃなく、先ほどもお話がありましたけれども、それに対応ができるような、実際には、じゃあ、その手続であるとか、そこから生活を再建していく上で、例えば、後期高齢者向けに、どのような対応をしていくのかという、先ほどマネジメントという話も出ましたけれども、そういったことについても、ある程度、その条件の変化の中で考えていく必要があるだろうと思います。あるいは、住宅の復興ということで、民間住宅の空き家問題なんか絡めてのお話もありましたが、一方で、基本的には公有地が中心になっていくとは思いますが、その公有地のあり方も、今、各自治体では施設の再編の取組みを進めておりまして、施設の配置状況なども今後随分と動いていくと思われま。

当然、実際に震災が起きた時点で、またこの計画をきちんと作っていく必要があるとしても、現段階でどのような状況であるのかについてもあらためて、押さえていかないと、かなり急速に変化しているところでもあろうかと思しますので、そうした点をどう織り込んで考えていくのかが非常に重要かと思いました。

○中林座長 ありがとうございます。

定池委員、最後、一言どうですか。

○定池委員 ほかの先生方が既におっしゃっていたことですが、やっぱり都で震災が起こったときに、人口流出がどれだけするんだろうというのは気になっています。というのも、東京都内で働かなければいけないとか、東京都にもう本拠地があって、そこから動けないという方もいらっしゃいますけれども、例えば、私のように地方から出てきて、帰るところが、実家があれば、そこにある程度、ライフラインが落ちついてきた、帰れる状況になったら帰ってしまう人とかも出てしまうかもしれない。仕事柄そういうことができない人以外は、帰ってしまうかもしれない。そのまま帰ってこないかもしれ



ない。それをどれだけ許容するのか。先ほどの小野委員のお話ともつながると思うんですけども、例えば、それで人口流出をある程度認めるのか、また、その流出した人口がいつか戻ってきてもらえるような措置をするのか。それが恐らく雇用の関係とも関わってくるでしょうし、ほかの、北海道の古い事例なんですけれども、キャッシュ・フォー・ワークに似た事例がありまして、1926年に十勝岳が噴火して、融雪型泥流を起こしたときに、農村がかなり大規模に被災しまして、土砂に硫黄成分が混入してしまって、農地が破壊されてしまったんですね。そのときに瓦れきの撤去のために行政がお金を出して、被災者を雇用したという事例があって、それがそういう農村地域で人口流出してしまうのを食いとめるということと、被災者の職、収入を確保するというふうになったんですけれども、それが、かなり古い事例ですけれども、でも、その辺を、ボランティアに瓦れきの撤去を委託するということは直後は必要でしょうけれども、立ち上がったときに、もしかしたら被災者の方を一時的に雇用して、それで人口流出を食いとめたり、雇用を確保するということが、例えば、できるのかどうかですとか、そういったこともご検討いただければというふうに思いました。

以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

たくさん課題というか、視点が出てきました。大変ではありますけれども、いずれの委員からのご指摘も大事な観点かなというふうに思います。

ちょっと、今回、全体の見直しの程度という意味で言うと、例えば、プロセス……どう言ったらいいのかな、プロセス編、これですね、資料10のこの見直しの方向というところで見ると、とりあえずこれがあるので、これをベースに加筆修正しますというような書き方をそのまま受け取ると、余り抜本的には見直さないのかなという気もするんですけども、今のお話の中で、例えば、マネジメントという話というのは、今後、体制というのがあるんですけども、その体制が本当に動くのかという話を少し考えておく必要があるんじゃないか。それはBCPとしてやられていることかもしれませんが、それを災害復興時に復興本部をつくって体制を整備したときに、どのように運営していくのかという観点を少し入れると、項目が一つ、二つぐらいは変わっていくかもしれないというような気もしますので、今日のご意見を踏まえて、可能な限り、少し幅広に課題を整理していただいたほうがいいのかなと思っています。

それから、行政が支援・受援体制をつくれというのは、もう東日本大震災で改めて指

摘されたところですが、行政の受援というのが、必ずしも災害対応のために応援を求めるといったことだけではないだろうと思うんですね。つまり、固有の職員をなるべく被災者の現地に送り込んで、現場の皆さんと話し合っただけで進めるような局面にはなるべく固有の職員を送り込むと。そうすると、被災者じゃない方が多数いるだけで、日常業務を必ず継続しなきゃいけないわけですから、むしろ日常業務の人手が足りなくなったところに支援を入れると。そうすると、この支援に来た方は、例えば、県レベルですと県レベルの業務に長けた人が来れば、もう非常に早く即戦力として、かつ、その窓口業務でもないのに対応ができる。そして、被災者側から見ると、やはりどこかの県の方が来ると、ご苦労さまでしたから始まるんだけれども、もう一つ打ち解けないんですね。あるいは、こういうことでちょっと、今、心配事があるんですというようなことがなかなか言えないんですが、特に市町村レベルですけれども、その固有の職員が来ていただくということは被災者にとっては非常に心の支えになるような状況がいろいろなところで察知されるものですから、そういう平常業務のほうに応援を積極的に入れて、なるべく固有の職員には災害対応の現場のほうに出てもらおうというようなマネジメントもあるんじゃないかなというふうに思いながら、マネジメントというのは一つ大きな考えどころかなと思いました。

それから、もう一つ、災害法が変わって、都道府県は復興方針をつくらねばならないということでもありますけれども、この復興方針というのは、もう一つの局面で言うと、まさに震災復興のグランドデザインを文言にしたときの復興方針。そこには、人口減少時代も含めると、東京をどうするのか。さらに言えば、首都圏をどうするのかということが前提にあるということで、時間の流れで連続的に復興施策を捉えていくのも大事なんですけれども、1都3県でどういうふうに復興を目指すのかというようなことも、事前に、できれば9都県市その他の場で話し合う場をとりながら、少し復興方針というものについて、あるいはグランドデザインについて、共通理解みたいな、あるいは東京都はこういうふうにしたいと思っていますというようなことを発表しながら、神奈川県とか埼玉県とか千葉県との協議をしていく。そんな広域化ということも、これまで余り考えてこなかったわけですが、必要になっていくのかなと思います。それは先ほどの借り上げ住宅で、県の業務なので、東京都で罹災した方は都の中の借り上げ住宅を使ってくださいという話に多分ならないと思うんですね。内閣府の被害想定も、首都圏全体で見計らうと、群馬県、栃木県までを含めて仮設というか、家を失った人を空き家で

おさめることができるだろうという計算をしていますので、固有の業務、県の業務なんですけれども、県を越えた、仮設住宅の段階でも広域的な運用が必要になるということを含めたマネジメントであり、広域的な取り組みということも考えておく必要があるかなという点です。

それから、非正規の問題も含めて、仕事の話ですが、3カ月目から仕事が必要になるというのは、実は仮設住宅に避難所から移る時点で生活が自立になりますので、必ずキャッシュがないと生活が成り立たなくなると。避難所にいる間は、救助法である意味では3食ついていきます。電気代も何もかかりません。それが、仮設住宅に入ったところから、電気代も支払いをしなきゃいけなくなりますので、その仮設の提供、それは借り上げみなし仮設も同じなんですけど、そういうタイムスケジュールと仕事の手配というか、支援ということも、つながりということも含めて、産業復興というよりも、本当に雇用をどうするか、被災者の収入をどう確保するかという視点がこれからますます必要になってくるのではないかなというようにご指摘が何人かからあったかなというふうに思います。

それから、暮らしの復興関係で言いますと、これから高齢社会を踏まえると、やはり避難所問題で、今、災害時要配慮者をどうするとか、避難行動要支援者をどうするとかと言っているんですが、避難所の後が復興にどうつなげるかで、災害時要配慮者と高齢者の皆さんの住宅再建を含めた暮らしの再建をどうするかというのは、かなり抜本的に見直す必要があるのではないかなと思っています。

一昨日、土曜日に、葛飾区で復興まちづくり訓練の最終回というのを、最終回というか、訓練をやってきたんですけど、今、70ですと。10年後に災害が起きたら80なので、今は持ち地・持ち家だけですけど、もう家は建てられませんから、土地を処分して、施設か、あるいはどこかに入ると。賃貸でいいから入ると。そういう方が結構ふえてくる可能性はあるんだと思うんですね。

ですから、そういう意味で、高齢者、あるいは災害時に配慮が必要な方の復興というのはどういうふうにするのかということも少し、福祉面も含めて、住宅面も含めて、考えておくと。これは20年前に始まった復興シナリオでは余り考えてこなかったことかなというふうに思います。

そうした点を踏まえて、大変重要なご指摘をたくさんいただきましたので、ぜひまとめていただいて、それぞれの部会で検討を加えていただければというふうに思います。

図面の問題というのも、実は神戸でも同じ状況があったんですね。神戸の本館の5階がクラッシュして、そこが下水道局、その上の階が都市計画局で、入れなくて、とにかく図面が、今は神戸大学の都市計画研究室の先生のところに地図はありませんかと役所の人が訪ねてきたという話があるわけですが、そういう状況も含めて、やっぱり紙で1枚は持っていないとまずいでしょうね。もうプリントは、プリンター自体がどうなるかわからないし、大判のプリンターをどんどん使っていると、あっという間にインクがなくなったり、いろいろなことが起きますから。そういう意味では、本当に事務体制、マネジメントですけれども、そういう図面というようなもの、あるいはさまざまな印刷、その他の体制も考えていく必要がいくのかなど、改めて思いました。

そろそろ予定している時間……予定していたのは11時までということで、一、二分過ぎてしまいましたけれども、検討事項に関して何かご意見よろしいでしょうか。もうかなり多数、たくさんのご意見いただきましたので。

それでは、ありがとうございました。本日予定していた議事は全て終了いたしましたので、最後に事務局から連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

○小林情報統括担当課長 この後、当面は、まずは復興政策編、次に復興プロセス編という順番で作業を進めさせていただきます。来年度半ばにまた検討会議でご意見を賜りたいと思っておりますけれども、それまでの間、作業部会などから個別にご意見を賜りたいというような要望が出た場合には、ぜひご協力いただくとありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中林座長 それでは、以上で今日の第17回の震災復興検討会議は終了させていただきます。

この後の各分科会、特別分科会も含めて作業というか、ワークが始まるわけですが、今、お話がありましたように、もう少しこの点についてということで、個別にご意見を伺いたいというようなことがあるかもしれませんが、あるいは部会に一回来てくださいというような要請が、ひょっとしたらあるかもしれませんが、そのときには、ぜひご協力をしていただければというふうに思いますので、私からもお願い申し上げます。

ありがとうございました。

午前11時06分閉会